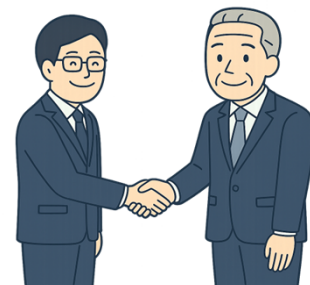


事業承継支援資金

事業承継を予定している又は、事業承継を行った区内中小企業者向けに、事業承継に必要な経営資金について融資を斡旋します。



融資条件

融資金額	返済期間	資金用途	利率(年)	本人負担	信用保証料補助
2,000万円以内	9年以内 (据置12か月を含む)	運転設備	2.1%	1年目 0% 2年目以降0.3%	全額補助

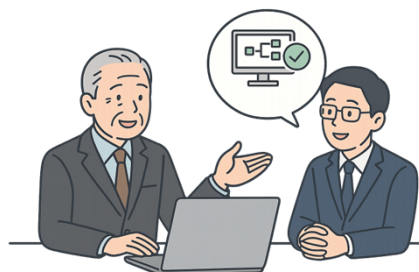
資金用途※・利用条件等の詳細は裏面を確認ください。

※M&A資金にはご利用できません。

活用事例

【親族内承継】

社長と後継者の長男は、4年後の経営者交代に向けて事業承継の計画書を策定。事業承継の計画において、新たな最新設備を導入し、既存のノウハウを承継しつつ生産性の向上を予定。



【従業員承継】

親族に後継者がおらず、3年前に従業員が代表取締役役に就任。新代表は、資金繰りに不安を感じ、融資申込を行い安定した経営資金の調達を予定。



お問合せ



トキョーの、
ちょっと東。
すごく今。

地域振興部経済課融資相談係

(江東区役所4階28番窓口)

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

TEL. (03) 3647-2331(直通)



〈区HP〉

※詳細は裏面をご覧ください。

① ご利用条件と注意事項

5年以内に事業承継を予定又は、事業承継後5年を経過していない中小企業者であり、以下の条件を全て満たす方

- ① 区内に住所又は主たる事業所があること
(個人:住所又は主たる事業所があること 法人:本店所在地があること)
- ② 区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- ③ 所得税(法人税)の申告をし、完納していること
- ④ 申込日時時点で納期の到来している特別区民税・都民税(法人都民税)を完納していること
- ⑤ 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ⑥ 許認可の必要な業種を営んでいる方については、その許認可を原則受けていること
- ⑦ 事業(承継)計画書を作成し金融機関の支援及び江東区経営相談員の審査・確認を完了していること
- ⑧ 事業承継後も江東区内に事業所等が存在し、引き続き江東区内で事業実施を予定していること
- ⑨ 親族内承継、従業員承継による事業承継であること。M&A資金(第三者承継)は対象外
必要書類、その他注意事項等については区のホームページご確認ください。

詳細はこちら→
(区HP)



② 資金使途

融資の資金使途は、事業承継前後に発生する資金需要に幅広くご利用いただけます。
なお、運転資金・設備資金は、今後1年以内の計画利用を目安とします。

ただし、次のご利用できない資金使途の例にあげる資金については、融資申込の対象外といたします。

【×ご利用できない資金使途の例】 株式取得費、専門家活用費、土地購入費、借換資金、代金支払い済みの資金等

③ 融資申し込みの流れ

① 事前相談

- 経営相談(事業承継に関する相談)を江東区HPから予約ください。
- 事前相談必要書類を持参し、予約日時にご来庁ください。

【事前相談必要書類】

法人	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
個人	開・廃業届出書
共通	確定申告書及び決算書 (直近3期分)
	承継予定者の資料 (給与明細、住民票等)

〈経営相談予約 HP〉
詳細はこちら→



② 金融機関への相談

- 事業(承継)計画書を作成し、借入希望金融機関と相談してください。
- 事業承継に関する金融機関による支援確認書が必要です。

③ 事業承継計画書策定相談・審査

※複数回の相談が必要となる場合もあります。

- 経営相談(事業承継に関する相談)を江東区HPから予約ください。
- 経営相談員の指導・助言に基づき事業(承継)計画書を完成させます。
- 経営相談の際には、金融機関同席者の同席も可能です。



経営相談員の審査完了後、融資申込書類を添えて、事業承継支援資金の申込を行います。

④ 江東区の実業承継支援

江東区では事業承継支援資金以外にも様々な事業承継を推進する取り組みを行っています。
詳細は、江東区ホームページにてご確認ください。

- 事業承継に関する セミナー
- 事業承継 補助金
- 事業承継の相談に関する 専門家派遣
- 経営相談員による 経営相談

詳細はこちら→
(区HP)

